

高度化スキームによる貸付 納税証明について

国税、県税及び市町村民税について未納が無いことの証明書を添付していただきます。

1 国税

(1) 法人の場合

「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明です。

[納税証明書交付請求書](#)により最寄りの税務署に請求します。

証明書の種類は「その3の3」をチェックします。

(2) 個人事業所の場合

「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明です。

[納税証明書交付請求書](#)により最寄りの税務署に請求します。

証明書の種類は「その3の2」をチェックします。

2 県税

県税に未納税額がないことの証明です。

[納税証明書交付請求書\(様式第 110 号ア\)](#)により最寄りの振興局(地域振興センター)に請求します。

3 市町村民税

住民税や固定資産税といった市町村民税において、未納税額が無いことの証明を受けてください。